



# 諫早市

## 子ども・子育て支援事業計画

健やかな子どもを育む  
「子育て・子育て支援のまち」いさはや  
(平成27年度～平成31年度)

概要版



平成27年3月

諫 早 市

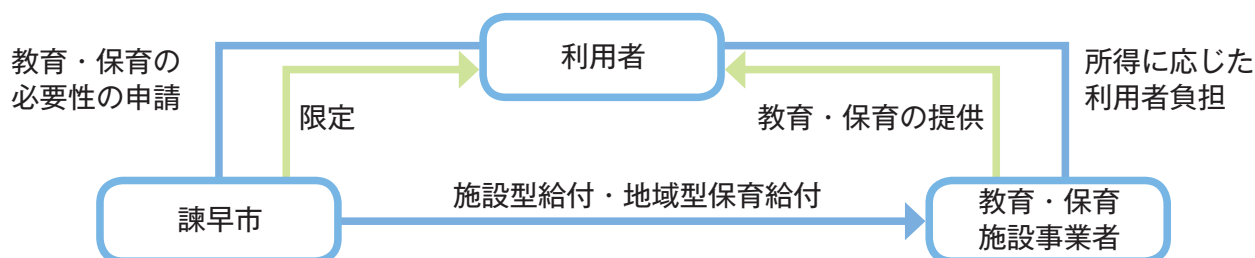
# 1 子ども・子育て支援新制度について

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」が公布されました。これに基づき、子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める制度が平成27年4月から始まります。

## 新制度のポイント

(1) 幼稚園や保育所へ個別に行われていた公的な給付制度が一本化されます。

種類	対象事業
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
児童手当	(従来どおり)



※公費を確実に教育・保育に要する費用にあてるため、利用者への直接的な給付ではなく市から施設等へ支払う仕組みとなっています。

(2) 保護者の就労状況等により教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、市町村が認定を行います。この認定区分に応じて、施設（幼稚園・保育所など）の利用先が決まります。

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

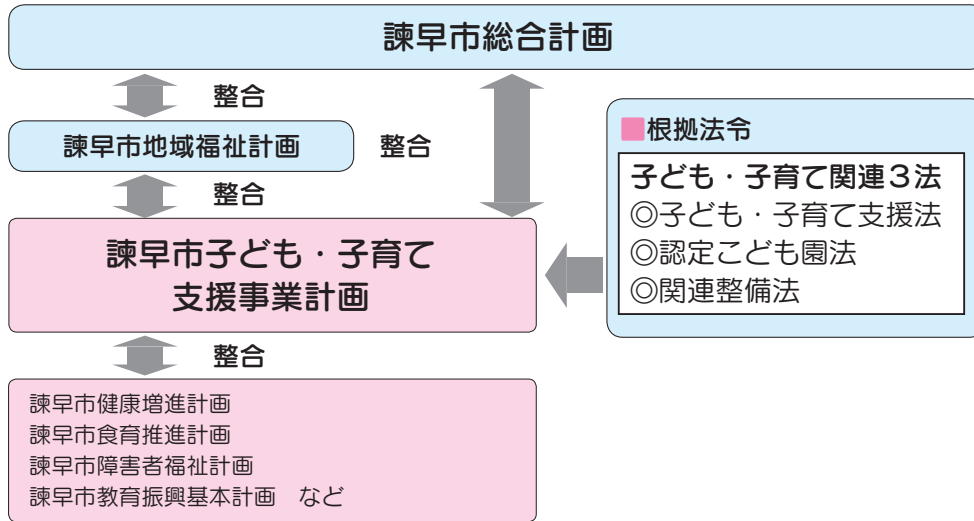
(3) 市町村は、地域の実情に応じて様々な事業を実施・検討することになります。

①利用者支援事業 【新】	⑧一時預かり事業
②地域子育て支援拠点事業	⑨延長保育事業
③妊婦健康診査事業	⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）
④乳児家庭全戸訪問	⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
⑤養育支援訪問事業	⑫実費徴収に係る補足給付等 【新】
⑥子育て短期支援事業	⑬多様な主体の参入促進 【新】
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	※ 【新】 は新制度からの新しい事業

## 2 計画策定について

### 計画の位置づけ

計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するもので、市の他の計画と整合性を持ったものとしています。



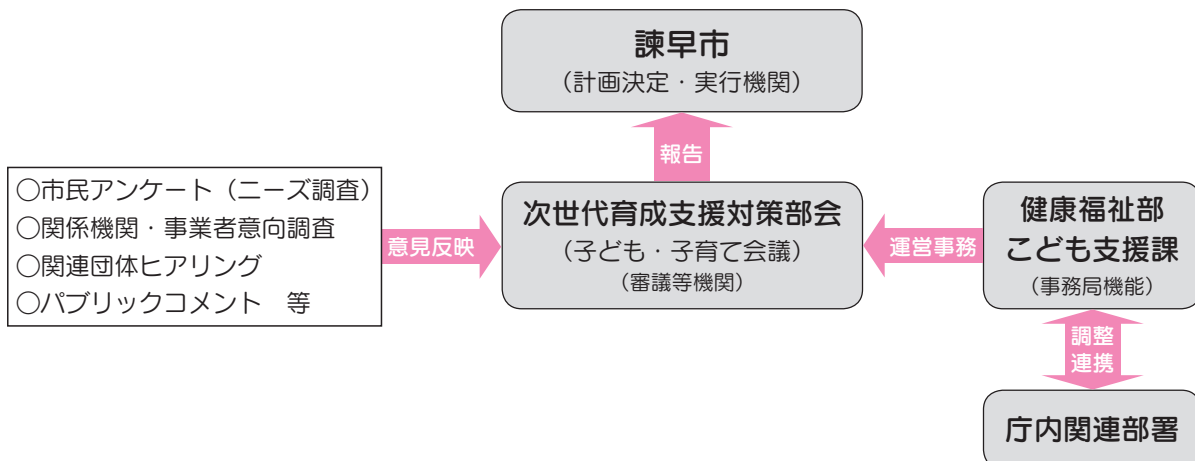
### 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間となります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
本計画	→					見直し
次期計画					策定	→

### 計画の策定体制

諫早市健康福祉審議会「次世代育成支援対策部会」を子ども・子育て支援法第77条に定める「市町村子ども・子育て会議」と位置付け、計画及び施策の推進に関わる庁内関係部局の密接な連携を図るため、諫早市健康福祉審議会「次世代育成支援対策部会」にて計画策定を行いました。

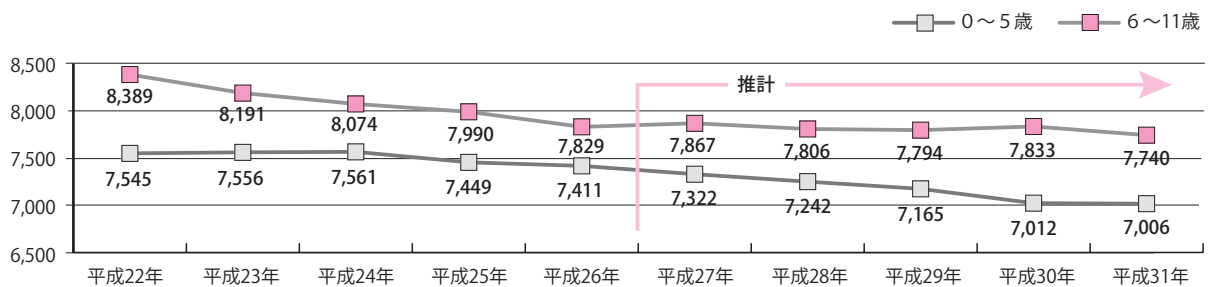


### 3 諫早市の子ども・子育てを取り巻く環境と課題

計画の策定にあたっては、市の子ども・子育てを取り巻く環境や、現在行われている事業の状況を再確認するとともに、保護者の意見や各種事業の潜在的なニーズ量を把握するための「諫早市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」を行いました。

#### 将来の子どもの人数

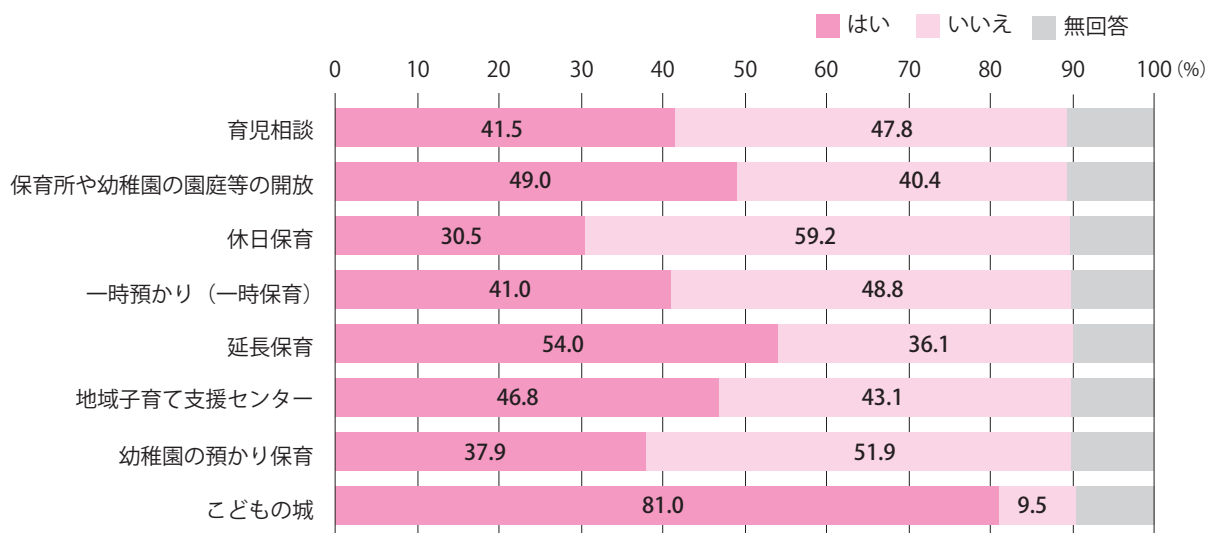
諫早市の0歳～11歳の子どもの人口について将来の推計を行った結果、計画期間の平成27年度～平成31年度の間、減少していく傾向が予想されます。



※平成27年から平成31年までの児童の人口については、過去5年間の住民基本台帳の人口データに基づき、出生数の推移、年齢別の増減率等を勘案し、年齢階層ごとに算出。

#### 今後利用したい地域のサービス（利用したいかどうか）

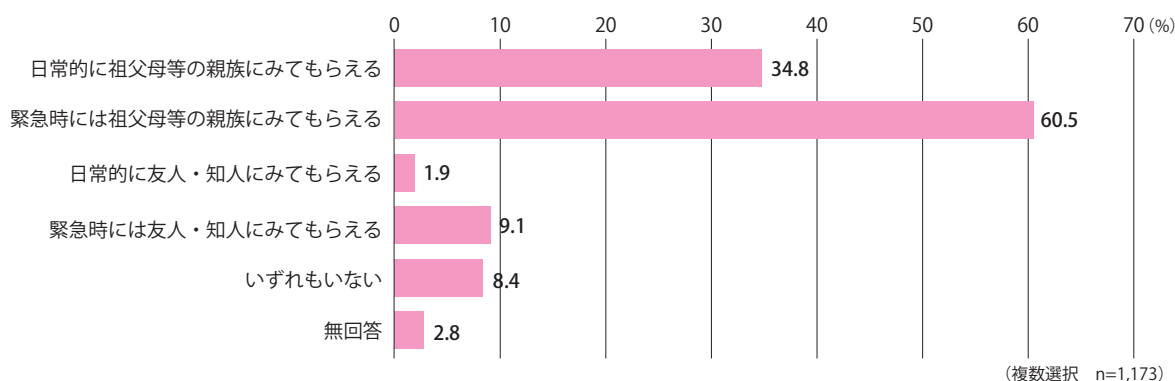
教育・保育を含む地域のサービスについて、それぞれ今後利用したいかどうかを訊ねたところ、「こどもの城」が81.0%で最も多く、「延長保育」が54.0%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が49.0%、「地域子育て支援センター」が46.8%となっています。



(n=1,173)

## 日常的に子どもをみてくれる親族・知人の有無

「緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる」が60.5%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が34.8%となっています。



## 諫早市の子ども・子育て支援の課題

子ども・子育てを取り巻く環境、ニーズ調査の結果などから、いくつかの課題があげられます。

### 親族の支援の大きさと将来的な視点

現在は、日常的もしくは緊急時に、子どもを祖父母等の親族にみてもらえる人が非常に多いと言えますが、今後は以下について考慮の必要があります。

- 進行している高齢化や核家族化 将来的には、親族等の支援を思うように受けられなくなる可能性もあります。
- 社会動態（転入 - 転出）のマイナス傾向や、社会環境の変化 子育て家庭と近隣との関係が今後希薄になっていくことも考えられます。
- 親族等に子どもをみてもらっている状況 祖父母等の負担を心配する人も多く、心苦しさを感じている人もいます。

### 女性が活躍できる社会への対応

女性の就労状況では、育児休業等により育児しやすい状況が多いと思われませんが、今後、女性が活躍できる社会環境の整備がますます重要性を増すことから、特に出産後2～3年を過ぎたころからの保育サービスの充実が必要になると考えられます。

### 幼児期の学校教育と保育の両方を希望する潜在的ニーズへの対応

調査で認められた、幼児期の学校教育を希望しつつ保育も必要というニーズには、当面、現在の「教育」「保育」のサービスの枠組みで対応できると考えられます。一方、現在市内にはない「認定こども園」について将来の利用希望がみられたことは今後の検討課題です。

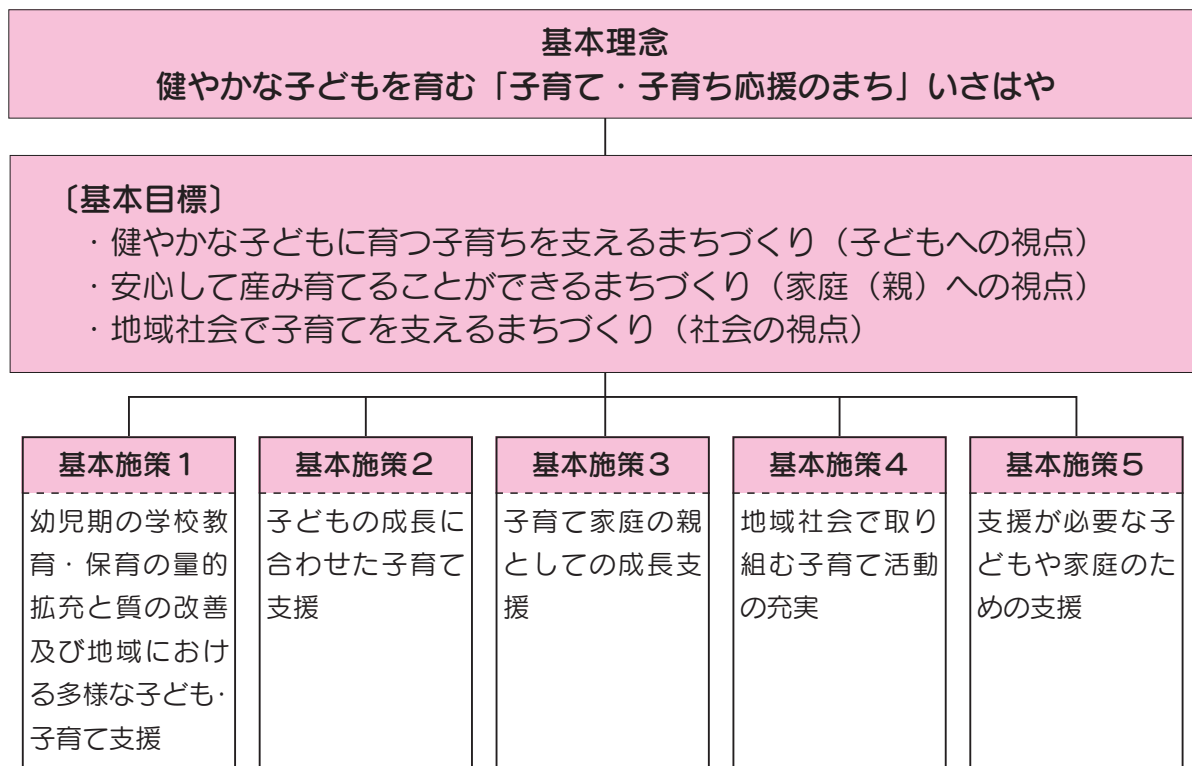
### 利用者支援の体制づくり

市で実施中のサービスについて、認知度に比べて利用状況が低くなる傾向があり、適切な事業の利用を提案・紹介することや、利用にあたっての情報提供・助言を行うなど、利用者支援の体制づくりが今後の重要課題になると考えられます。

また、これまで親族等の力によるところも少なくなかった子育て支援を、今後地域ぐるみでどのように担うかなどの視点も重要です。

## 4 基本理念・基本目標・基本施策

本計画では、基本理念及びそれを実現するための基本目標と基本施策を次のとおり定めます。



## 5 基本施策の展開

本計画では、基本理念及びそれを実現するための基本目標と基本施策を次のとおり定めます。

**基本施策1** 幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質の改善及び地域における多様な子ども・子育て支援

### （1）幼児期の学校教育・保育の量的拡充と質の改善

- ①量的拡充：教育・保育提供区域を設定し、地域ニーズに対応した適正な供給体制の確保を図ります。
- ②質の改善：施設整備等による環境改善と併せて、職員配置の充実を図るとともに、職員の資質向上に向けた研修等の充実に努めます。

### （2）地域子ども・子育て支援事業

以下の地域子ども・子育て支援事業について実施に向け取り組みます。

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動支援事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業

### (3) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

以下の考え方に沿い、幼児期の学校教育・保育の一体的提供に取り組みます。

- 保育と教育の両方を希望する保護者ニーズの多様化に考慮します。
- 幼稚園と保育所双方の機能をあわせ持つ「認定こども園」の普及を検討します。
- 私立の教育・保育施設の認定こども園への移行については、事業者の意向を尊重します。

### (4) 幼・保・小連携の強化、小学校教育との円滑な接続

小学校就学後を見据えた幼児期の学校教育・保育の連続性・一貫性が確保できるような施策をこれまで以上に推進します。

### (5) その他の子ども・子育て支援

- ①休日保育（ホリデイ保育）事業の実施
- ②子育てほっと週間の推進
- ③各種手当等の支給
- ④子育てにかかる各種サービスの利用料金の軽減
- ⑤関係機関等との連携・協働の推進

## 基本施策2 子どもの成長に合わせた子育て支援

### (1) 子どもの健康に目を向けた支援

- ①切れ目ない乳幼児への保健対策の実施
- ②歯の健康づくりの支援
- ③小児救急医療体制の充実

### (2) 他の子どもや大人たちとのふれあいによる成長支援

- ①さまざまな人たちとふれあう機会の推進
- ②自然や地域の社会資源を活用した多様な体験活動の充実

## 基本施策3 子育て家庭の親としての成長支援

### (1) 子育て情報の提供や相談による支援

- ①切れ目ない妊産婦への保健対策の実施
- ②妊娠・出産、子育てにかかる相談体制の充実

### (2) 親子で取り組む子育て・子育て支援

- ①親子の心のきずなづくりの推進
- ②親子の信頼関係の構築の推進

## 基本施策4 地域社会で取り組む子育て活動の充実

### (1) 地域のボランティアなどによる支援

- ①民生委員・児童委員などによる相談・支援の充実
- ②地域子育て支援センターや子育てサロンによる親子交流と子育て相談の充実
- ③子育てボランティアの養成・組織づくりと活動の推進

### (2) 仕事と育児の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

- ①職業生活と家庭生活との両立支援に向けた取り組みの推進

## 基本施策5 支援が必要な子どもや家庭のための支援

### (1) 障害のある子どもなどへの支援

- ①障害のある子どもなどへの支援の充実

### (2) 経済的な支援が必要な家庭への支援

- ①ひとり親家庭への支援の充実
- ②子どもの貧困問題への対応

### (3) 子どもの権利を擁護するための支援

- ①児童虐待防止に向けた体制の充実
- ②DVに関する相談業務の充実
- ③悩みを抱える子どもの心のケアの充実

### (4) 関係機関との連携による支援が必要な家庭への支援

- ①専門支援に関して都道府県が行う施策との連携



## 6 事業の提供区域設定

市町村の計画で各事業の提供区域を設定することとされています。諫早市では以下の通り提供区域を設定しています。

幼児期の学校教育・保育 1号認定	1区域（市内全域）
幼児期の学校教育・保育 2号認定	4区域 ①東部区域：長田、高来、小長井 ②中央区域：中央、北諫早、小栗、明峰 ③西部区域：真津山、西諫早、真城、多良見 ④南部区域：小野、森山、有喜、飯盛
幼児期の学校教育・保育 3号認定	4区域（同上）

①利用者支援事業	1区域
②地域子育て支援拠点事業	1区域
③妊婦健康診査事業	1区域
④乳児家庭全戸訪問	1区域
⑤養育支援訪問事業	1区域
⑥子育て短期支援事業	1区域

⑦子育て援助活動支援事業	1区域
⑧一時預かり事業	1区域
⑨延長保育事業	4区域 (2号・3号認定と同)
⑩病児保育事業	1区域
⑪放課後児童健全育成事業	28区域 (小学校区)

## 7 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策

本計画では、子どもの認定区分ごとに、各年度に教育・保育の利用希望が発生すると想定される数（見込み量）を算定し、教育・保育施設による供給予定数（確保の方策）を定めています。

### 1号認定／2号認定教育希望（認定こども園及び幼稚園）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度			
	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①		
①見込み量	1,095	170	1,062	165	1,052	164	1,021	159	1,032	161		
②確保の方策	確認を受ける 幼稚園・ 認定こども園		880	110	880	110	880	110	880	110	880	110
	確認を受けない 幼稚園		890	(60)	890	(55)	890	(54)	890	(49)	890	(51)
②-①	675	0	708	0	718	0	749	0	738	0		

（単位：人）

※2号①は、実際の利用希望では大多数が幼稚園や認定こども園となることが予想されます。利用先（確保するサービス）は“確認を受ける”認定こども園の2号定員と幼稚園の預かり保育、“確認を受けない”幼稚園の預かり保育で確保を行います。

## 2号認定（教育希望以外）／3号認定

### 東部区域（長田・高来・小長井）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		2号②	2号②	2号②	2号②	2号②
①	見込み量	368	359	353	341	344
② 確保 の方 策	保育園・ 認定こども園	411	411	411	411	344
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0
②-①		43	52	58	70	0

(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①	見込み量	179	70	181	68	177	67	172	65	170	64
② 確保 の方 策	保育園・ 認定こども園	186	73	188	71	188	71	188	71	170	64
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		7	3	7	3	11	4	16	6	0	0

(単位：人)

### 中央区域（中央・北諫早・小栗・明峰）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		2号②	2号②	2号②	2号②	2号②
①	見込み量	931	908	900	878	888
② 確保 の方 策	保育園・ 認定こども園	853	853	888	888	888
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0
②-①		△ 78	△ 55	△ 12	10	0

(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①	見込み量	460	180	470	178	470	177	470	177	463	175
② 確保 の方 策	保育園・ 認定こども園	423	165	427	161	463	175	463	175	463	175
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		△ 37	△ 15	△ 43	△ 17	△ 7	△ 2	△ 7	△ 2	0	0

(単位：人)

西部区域（真津山・西諫早・真城・多良見）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		2号②	2号②	2号②	2号②	2号②
①見込み量		622	598	598	576	585
②確保の方策	保育園・認定こども園	515	585	585	585	585
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②-①		△ 107	△ 13	△ 13	9	0

(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①見込み量		337	132	348	132	342	129	340	129	335	126
②確保の方策	保育園・認定こども園	270	105	316	119	335	126	335	126	335	126
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		△ 67	△ 27	△ 32	△ 13	△ 7	△ 3	△ 5	△ 3	0	0

(単位：人)

南部区域（小野・森山・有喜・飯盛）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
		2号②	2号②	2号②	2号②	2号②
①見込み量		375	361	355	345	345
②確保の方策	保育園・認定こども園	362	362	362	362	345
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②-①		△ 13	1	7	17	0

(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
		3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	3号 (0歳)
①見込み量		192	75	194	74	191	72	183	69	183	69
②確保の方策	保育園・認定こども園	185	73	187	71	187	71	187	71	183	69
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		△ 7	△ 2	△ 7	△ 3	△ 4	△ 1	4	2	0	0

(単位：人)

## 8 地域子ども・子育て支援事業

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みとサービス供給（確保の方策）及び実施時期は以下の通りです。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用者支援事業	実施か所数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	各種事業の利用に必要な情報の提供、助言。平成 28 年度の開始を目標とし実施方法等を検討。					
②地域子育て支援拠点事業	量の見込み	4,038 人回	4,080 人回	4,030 人回	3,980 人回	3,930 人回
	実施か所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
	乳幼児のいる親子の交流や育児相談、情報提供。全数の提供を目標とする。					
③妊婦健康診査事業	量の見込み	1,169 人	1,155 人	1,140 人	1,126 人	1,112 人
	妊婦が定期的に行う健診費用を助成。県内の産婦人科等で受診、通年実施。					
④乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	1,169 人	1,155 人	1,140 人	1,126 人	1,112 人
	乳児のいる全家庭を訪問し情報提供と養育環境の確認。母子保健推進員、保健師、助産師が訪問。					
⑤養育支援訪問事業	量の見込み	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
	支援が必要な家庭を訪問し、保護者の養育能力向上を支援。保健師による訪問。					
⑥子育て短期支援事業	量の見込み	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日
	実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	養育困難時の、宿泊を伴う養育・保護。既存の施設で確保が可能。					
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	量の見込み (低学年)	130 人日	131 人日	131 人日	132 人日	128 人日
	量の見込み (高学年)	68 人日	66 人日	66 人日	66 人日	67 人日
	確保の方策 (就学児対象)	0 人日	0 人日	197 人日	198 人日	195 人日
	援助を受けたい人・提供したい人両者の連絡・調整。今後のニーズ動向を見て検討。					
⑧一時預かり事業	量の見込み (幼稚園在園児 対象：1号認定)	13,934 人日	13,508 人日	13,388 人日	12,987 人日	13,122 人日
	量の見込み (幼稚園在園児 対象：2号認定)	41,052 人日	39,797 人日	39,443 人日	38,263 人日	38,660 人日
	上記以外	9,039 人日	9,134 人日	9,021 人日	8,908 人日	8,797 人日
	確保の方策	64,025 人日	62,439 人日	61,852 人日	60,158 人日	60,579 人日
	保育が一時的に困難な時の預かり。既存施設での職員体制の確保、施設の認定こども園への移行、認可保育所の増などにより確保が可能。					
⑨延長保育事業 (全市合計)	量の見込み	1,745 人	1,726 人	1,708 人	1,671 人	1,670 人
	確保の方策	1,745 人	1,726 人	1,708 人	1,671 人	1,670 人
	保育所利用者の通常の保育時間以上の保育。全区域・年度、既存の施設の定員内であり確保可能。					
⑩病児保育事業	量の見込み	2,656 人日	2,627 人日	2,599 人日	2,544 人日	2,541 人日
	確保の方策	2,656 人日	2,627 人日	2,599 人日	2,544 人日	2,541 人日
	病気や回復期の子どもを一時的に預かる。現在の 2 医院への事業委託で今後の見込み量に対応。					
⑪放課後児童健全育成事業 (全市合計)	量の見込み	1,806 人	1,807 人	1,808 人	1,818 人	1,780 人
	確保の方策	1,667 人	1,668 人	1,757 人	1,798 人	1,780 人
	実施か所数	37 か所	38 か所	41 か所	42 か所	44 か所
	共働き家庭等の放課後の児童に遊びや生活の場を提供。平成 29 年度までに施設の確保を行う。量の見込みの少ない校区は、近隣の校区の整備状況等をふまえ平成 31 年度までの確保を行う。					

### 諫早市 子ども・子育て支援事業計画 (平成 27 年度～平成 31 年度)

発行：諫早市 編集：諫早市健康福祉部 こども支援課